



令和6年10月30日

広島労働局長
小 沼 宏 治 殿

広島地方最低賃金審議会
会 長 岡 田 行 正

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、
その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け広労発基 0821 第2号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと
おりの結論に達したので答申する。

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く）、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く）、可鍛鑄鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （1）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 1 4 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和 6 年 12 月 31 日



令和6年10月30日

広島労働局長
小 沼 宏 治 殿

広島地方最低賃金審議会
会 長 岡 田 行 正

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け広労発基 0821 第2号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと
おりの結論に達したので答申する。

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,070円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和6年12月31日



令和6年10月30日

広島労働局長
小 沼 宏 治 殿

広島地方最低賃金審議会
会 長 岡 田 行 正

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け広労発基 0821 第2号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと
おりの結論に達したので答申する。

別紙

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により、又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,045円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和6年12月31日



令和6年10月30日

広島労働局長
小 沼 宏 治 殿

広島地方最低賃金審議会
会 長 岡 田 行 正

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け広労発基 0821 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

ア 清掃又は片付けの業務

イ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 4 8 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和 6 年 12 月 31 日